

最高裁秘書第412号

令和7年2月10日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

1月1日付け（同月8日受付、第060395号）で申出があり、同月29日付け（同月30日受付）で補正がされました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁の各種通信ものの最新版

2 開示しないこととした理由

本件開示申出の記載では申出に係る文書を特定することができないことから、1月27日付けで補正を求めたところ、同月29日付け（同月30日受付）補正書が提出されたが、対象文書を特定することができなかった。したがって、同申出に係る司法行政文書については、対象文書を特定することができないことから開示しないこととした。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）